

**「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」公式ガイドブック作成
業務委託募集(提案書作成)要領**

1 件名

横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」公式ガイドブック
作成業務委託

2 業務の内容

別紙業務委託仕様書のとおり

3 受託者の募集及び特定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、業務内容の提案を受けて受託者を特定します。
- (2) 『横浜開港150周年記念テーマイベント公式ガイドブック作成業務に係るプロポーザル評価委員会』を設置し、提案書の評価を行います。
- (3) 受託者の特定結果は、提案書を提出した者に対して速やかに通知します。また、協会ホームページへの掲載等により公表します。
- (4) 特定された受託者と協会との間で契約の締結を行います。

4 質問書(様式1)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合には、次により質問書の提出をお願いします。
なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期間

平成20年11月10日(月)～平成20年11月14日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

財団法人横浜開港150周年協会広報宣伝部 担当：坂巻
〒231-0001 横浜市中区新港1-6-3
電話 045-222-1508 FAX 045-662-1500
E-mail：sakamaki@yokohama150.org

(3) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行ってください)。

(4) 回答方法

平成20年11月17日(月)までに財団法人横浜開港150周年協会のホームページに掲載します。

5 提案者の資格

提案の資格を有するものは、次の項目全てに該当する者としてします。

- (1) 平成19年度・20年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されている

かつ、当該契約に対応すると定めた種目（印刷物企画デザイン）について登録されているもの

（業種：印刷物企画デザインの中で順位3位までの企業）

＊市内、準市内、市外は問わない

注：共同企業体による場合は、共同提案者すべてについて、「横浜市一般競争入札参加有資格者名簿」に登録されているとともに、当該契約に対応すると定めた種目（印刷物企画デザイン）について登録されている者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）にもとづく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律225号）にもとづく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でない者
- (4) 次のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていない者であること。
なお、公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日まで。
- (5) 過去10年間に類似業務（横浜ムック本等）を発行・販売した実績を有する事業者
- (6) 横浜市内だけでなく、首都圏の書店やコンビニエンスストア等への配架が可能な者

6 参加表明手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、参加意向申出書（様式2-1）の提出をお願い致します。

なお、複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項にも留意して下さい。

注1：共同企業体名及び幹事者を決め、全提案者の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押した「参加意向申出書（様式2-2）及び（様式2-2別紙）」を提出して下さい。

注2：参加意向申出書を提出した後に幹事者又は共同提案者等に変更があった場合は、参加申込期限までに「参加意向申出書記載事項変更届出書（様式2-3）」とともに変更後の「参加意向申出書」を提出して下さい。

(1) 提出期間

平成20年11月11日（火）～平成20年11月21日（金）午後5時まで（必着）

なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

(2) 提出方法

本要領に定める「参加意向申出書（様式2-1又は様式2-2）」及び「参加事業者の業務実績（様式3）」を持参又は郵送して下さい。（郵送の場合は書留郵便とし、期限

までに到着するように発送して下さい。)

(3) 提出先

4(2)と同じ

(4) 提案資格確認の通知及び提案書提出要請書の送付

提案資格が認められなかった参加表明者には、提案資格が認められなかった理由を記載し、平成20年11月25日(火)までに提案資格の確認の結果を通知書((財)横浜開港150周年協会における委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下、要綱)様式2)により通知します。

また、提案資格が確認できた参加表明者にはプロポーザル関係書類提出要請書(要綱様式6)を送付します。

7 提案書の内容

(1) 用紙の大きさは原則A4版(縦横不問)とします。

(2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載して下さい。

ア 業務委託仕様書 5の項目に関する具体的な考え方

イ 過去5年間の本業務と類似する業務に関する実績

ウ 上記アの内容にもとづく積算

概算業務価格(上限)は8,000千円(税込)未満です。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

ア 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述して下さい。

イ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写をする場合がありますので、見易さに配慮をお願いします。

8 提案書の提出

提案書の提出は、1者につき1案のみとします。

(1) 提案書の提出

ア 提出部数

10部

A4サイズ 20ページ以内(裏面使用不可)、やむを得ずA3となる場合は1枚につき2ページと見なします。

イ 提出先

4(2)と同じ

ウ 提出期間

平成20年11月27日(木)～平成20年12月4日(木)

午前10時00分～午後4時00分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

エ 提出方法

持参

(2) その他

- ア 参加意向申出書等の（仕様5）提案書を1部提出してください。
- イ 規定以外の書類については受理しません。

9 提案内容に関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

なお、提案者が6社以上の場合、提案書による一次選考を行います。
その場合、選考結果については、別途通知します。

(1) 実施日時

平成20年12月8日（月）（予定）

(2) 実施場所

横浜開港150周年協会会議室

(3) 出席者

総括責任者を含む4名以下として下さい。

(4) その他

時間等詳細については別途お知らせします。

また、提案書以外の資料については使用できません。

10 提案書の評価項目

(1) 企画提案内容の妥当性・実現性等

- ・事業計画の妥当性
- ・イベントの内容を理解した適切なページの構成
- ・収支計画を含む事業スキームの妥当性
- ・広告協賛部分について協会の収益となる提案
- ・販売方法

(2) 推進体制の妥当性・実現性等

- ・組織および担当者の構成・人数の妥当性
- ・推進スケジュールの妥当性

(3) 過去の類似業務の実績

(4) その他当該業務に対する意欲等

11 評価委員会

提案書の評価については、次に示す委員会で行います。

(1) 名 称

横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」公式ガイドブック
作成業務に係るプロポーザル評価委員会

(2) 所掌事務

提案書の評価・特定に関すること

(3) 委 員

財団法人横浜開港150周年協会常務理事

開港 150 周年記念テーマイベント総合プロデューサー
開港 150 周年テーマイベント統括コーディネーター
横浜市開港 150 周年・創造都市事業本部 150 周年記念事業・創造都市推進部長
財団法人横浜観光コンベンションビューロー専務理事

12 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
- (2) 提案資格の喪失等
 - ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - カ 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者。
 - キ ヒアリングに出席しなかった者。
- (3) 特定・非特定の通知
提案書を提出し、ヒアリングに出席した者に対し、結果通知書を送付します。
- (4) 契約書作成の要否
要する。
- (5) 提案書等の取扱い
 - ア 提出された提案書は、受託者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
 - イ 提出された提案書は、公正性、透明性を期すために、「財団法人横浜開港 150 周年協会保有する情報の公開に関する規程」等関連規程に基づき公開することがあります。
 - ウ 提出された提案書については、受託者の特定後、提案書提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全提案書について閲覧に供します。
 - エ 提出された書類は、受託者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
 - オ 提案書の提出後、本協会の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - カ 提出された書類は返却しません。
- (6) その他
 - ア プロポーザルの実施のために本協会において作成された資料は、本協会の了解なく公表、使用することはできません。
 - イ プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
 - ウ 特定された受託者とは、後日、業務委託の契約締結をします。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
 - エ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に、「横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱」の規定による指名停止となった場合には、以後の本件に

関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託者として特定されている場合は次順位の者と手続を行います。

以上